

角に紐を付、臂の邊より指の先まで包み結び候。
 一、足袋、白羽二重にてあはせにして袋に結び、膝の下まで入程にして紐を付結候。

一、上衣は深衣を著せ、右まへにして大帯を結びさげ、さて幅巾を被せ、紐にて後にしかと結び可申候。

一、白羽二重綿入候大蒲團を角違に敷き、其上に小歛の布とて白布一幅にて長さ五尺許に切て、三筋横に並べ、一筋は肩先邊に當り、一筋は眞中に當り、一筋は足の方に當る。布兩端各三宛に切り割く。切目五六寸許、其布の上に縦に長さ一丈許の布を敷き、是も兩端三宛に切り割り、其上に遺骸をあふむけねさせ、白小袖二にて首足のかくる程に包む。其外首足の邊すきこしなき様に綿にてつめ、形なるほどまろくに正しくつくり、縦の布を打合せ、帶の邊に三宛に切り割きこれある所を結び合せ、其後横の三筋の布を打合せ、是を三宛に切り割きこれある所九つながら結び合す。さて下に敷たる大蒲團の四の角を持って、棺の内へ移し入、枕木に能く首をあて可申候。さて大蒲團を先づ足の方より著せ、次に首の方、次に左、

次に右かさね、棺の内すきまなきやうにつめる。すきまあらば綿にてつめ、其上を總ておほひ單被とて白布か絹にて拵上を平にする也。兼て拵へ置候小脇刺と刀と大小入、布直垂下共に風折の烏帽子入可申候。

一、大歛は右の大蒲團にて能く候間、別に大歛の儀に不及。一、棺は兼て拵へ置候。

一、棺の内七星、板の間石灰にて能くつめ可申候。石灰の間は二三寸程も可然か。

一、棺の蓋わくくさびにして能くしめ、蓋のあかさる様肝要に候。能く蓋をしめ水の入ざる様に、瀝青とて松脂・石灰・油にて煉合せ、蓋のあひ口の所能くつめ可申候。

一、柩は白布を繩により、中三所程しかとゆひ、縦にもかげ能く結び、其上に白き練を二重にして油單にかけ可申候。但別につよき繩を豎に棒を二本さし、四人にて持可然候。

一、銘旌は絆純子一幅、兼て拵へ可有之候。胡粉を雄黄にてときわんにて書付、柩の脇に立置可申候。

一、棺を座敷の中程に置、さて神主粉面陷中書付如法、神

主を柩の前に立可申候。銘旌は柩の脇に立て前卓を置き、燭・香爐・香合等を設け、齋膳・酒・茶・焼香の儀常の如く、さて三日に寺へ移可申候。

一、絹にて魂帛を作る法有之候へども、神主へうつし候上は魂帛の儀に不可及候。

一、幃堂とて座敷を白布にて四方上共に圍む事有之候へども、不可及其儀候。

一、椁は石にて兼て用意有之候。棺と椁の間石灰等にてあかざるやうにつめ、其上石の蓋を致し、大くり石にてつよくつめ土を掛可申候。

一、塚の穴は成程深に過たること無之候。

右は我等死骸送葬の大概を記置候。猶朱文公家禮等考可申候。銘旌は舜水翁の法に隨ひ、棺も拵へ置申候。小歛等の式は弘文院學士の法に隨ひ、兩様交用候條可得其旨者也。

延寶九年辛酉三月 日 蒙窩 平庸禮師儉誌

一、灸治の儀に付室鳩巢來狀

享保十四年己酉生示
 追啓責様には餘程御肥滿に候故、中風御用心第一に奉存候。中症の養生いろく申候へども、とかく灸に過申儀は

無之と存候。此前堀部養叔事、貴公などよりも肥滿の人に

て候所、毎日灸を被致候。其時分拙子切々出合候てよく存候。常に艾を側にさし置候て、何時と申儀無之少にても滞申様に覺候へば、其まゝ灸被致候を覺申候。其故長命の上終に中症煩不被申、他病にて果被申候。其外見及候所に灸を不絶仕候へば、肥滿に御座候ても中症をのがれ申かと存候。酒色御養生の儀は不及申儀に存候。酒色を被節候上に、たゞ灸を不絶被成候様にと存候。不圖存寄候故申進候。以上。

正月廿三日

室 新助

愚謂。養叔は今の養竹祖父にて養碩父也。肥太魁梧にて九十歳にて相果候事、余廿五六歳の時にて覺申候。毎日灸治の儀、如何すゑ申事に候や不審存候。穴は定て阿是にて可有御座候。某も壯年以來隨分灸を好み候て、毎月一二次充仕申候。左様の効にても候や、三十餘年病氣覺不申候。以來は別て灸切々可仕候。思召寄忝次第に奉存候旨御答申進候後、張介賓が毎日三里に灸するの説を得候間、こゝに記置、則灸火も施し候事。

張介賓曰。凡一切病。皆灸三里三壯。每日常灸。氣下乃止。